

# 後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業 補助率差額金交付要綱

昭和 38 年 3 月 16 日付 38 農地 A 第 585 号  
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付 4 農振第 2936 号

各 地 方 農 政 局 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿

農 林 水 産 事 務 次 官

- 第 1 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律第 112 号。以下「特例法」という。）第 2 条第 1 項に規定する適用団体（以下「適用団体」という。）が行う同法第 2 条第 2 項の開発指定事業のうち土地改良等に関するもの（以下「土地改良等関係開発指定事業」という。）について同法第 3 条の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率差額金」という。）の交付に関しては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 258 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 13 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成 13 年 4 月 13 日農林水産省告示第 538 号）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。
- 第 2 第 1 の土地改良等関係開発指定事業は、別表に掲げる事業とする。
- 第 3 適正化法第 5 条の規定に基づき、補助率差額金の交付を申請しようとする適用団体は、当該団体の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長）が通知する期日までに別記様式による補助率差額金交付申請書を当該団体の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。））に提出しなければならない。
- 2 北海道開発局長は、北海道知事から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣（以下「大臣」という。）に当該書類を提出するものとする。
- 第 4 大臣は、第 3 第 2 項の規定による書類の提出を受け、適正化法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により補助率差額金の交付を決定する場合、北海道開発局長を経由して北海道知事に通知するものとする。
- 第 5 大臣は、適正化法第 15 条の規定により額を確定する場合、北海道開発局長を経由して北海道知事に通知するものとする。

- 第6 補助率差額金を申請しようとする適用団体は、第3第1項の規定による交付の申請（以下「交付申請」という。）については、同項の規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 適用団体は、前項の規定により交付申請を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
  - 3 地方農政局長（北海道にあつては大臣）は、第1項の規定により交付申請が行われた適用団体に対する通知、承認、指示及び命令については、適用団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
  - 4 適用団体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

#### 附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3関係）

年度補助率差額金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
（北海道にあつては、農林水産大臣（国土交通北海道開発局長経由））

〇〇知事 氏 名

年度において補助金の額の確定の通知のあつた土地改良等関係開発指定事業について、後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金交付要綱（昭和38年3月16日付け38農地A第585号農林事務次官依命通知第1の補助率差額金として金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 1 補助率差額金精算書（第1表）
- 2 補助率差額金算定明細書（第2表）

（第1表）

年度補助率差額金精算書

〇〇県

事業名	年度（前年度）			年度補助率差額		摘要
	精算額		通常負担 割合 C	引上後の 補助金の額 D	交付申請額 D-B	
	事業費確定額 A	補助金確定額 B				
	円	円		円	円	

（注）D欄には、第2表引上後の国庫補助金の額を記入すること。

(第2表)

## 年補助率差額金算定明細書

〇〇県

区 分	国庫負担率 引上前後 の 区 分	事業費 確定額	国	県	市町村	その他	摘 要
			補助金 負担率	県 費 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	
〇〇事業							補助金の通知 年月日及び番号
〇〇事業 適用事業	引上げ前 (A) 引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用外事業	引上げ前 (A) 引上げ後 (B)						
〇〇地区							
適用事業	引上げ前 (A) 引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用外事業	引上げ前 (A) 引上げ後 (B)						
〇〇地区 以下同上							
計							
適用事業	引上げ前 (A) 引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用外事業							

- (注) 1 区分の欄は、別表第1に掲げる項、目及び目の細分（事業の一部が適用とされているものについてはその事業）ごとに記載すること。
- 2 「引上げ前 (A)」の項には、この要綱に基づく措置をする以前における通常各欄の該当金額又は率を記載すること。
- 3 「国」の「負担率」の欄の( )には、2により記載した通常率に特例法第3条第1項に定める数（以下「引上率」という。）を乗じて得た率を記載し、その以外の欄の( )にはこれに基づき所用の調整をした該当金額又は率を記載すること。
- 4 「引上げ後 (B)」の項には、3により記載した「県」の「負担率」の欄の適用事業（事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業）における( )の数値（以下「改訂県負担率」という。）が10%以上あるときは3により記載した各欄の該当金額または率を記載し、改訂県負担率が10%未満であるときは「県」の「負担率」の欄を10%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。

別表（第2関係）

区分	項	目	目の細分	備考
海岸	海岸事業費	海岸保全施設整備事業費補助	連携事業費補助 津波対策緊急事業費補助 メンテナンス事業費補助	一連の海岸保全施設に係る事業費が50,000千円以上の海岸事業に限る。  海岸保全施設であって事業費が50,000千円以上のものに限る。
	農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	海岸保全施設等災害関連事業費補助	
地すべり防止施設	農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費補助	農村地域防災減災事業費補助	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第29条に規定する事業であって、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるもの又は特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。
	農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	災害関連緊急地すべり対策事業費補助 海岸保全施設等災害関連事業費補助	
農地・農業用施設	農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費補助	農業競争力強化基盤整備事業費補助	農業用排水施設、農業用道路及び区画整理に係る事業並びに特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。  区画整理に係る事業及び特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。  農業用排水施設、農業用道路及び区画整理に係る事業に限る。  農業用排水施設、農業用道路、区画整理及び農用地の造成に係る事業並びに特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。  温水施設は除く。 農業用排水施設、農業用道路及び区画整理に係る事業並びに特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。  ため池、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、防災ダム、干拓堤防、階段工、土留工及び湖岸堤防(湖岸堤防にあっては一連の事業費が50,000千円以上のもの)に係る事業に限る。  農業用排水及び区画整理に係る事業並びに特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。
			農業競争力強化農地整備事業	
			農地整備事業	
			草地畜産基盤整備事業	
			農業基盤整備促進事業	
			農地中間管理機構関連農地整備事業	
			水利施設等保全高度化事業	
土地改良施設突発事故復旧事業				
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備事業費補助		

区 分	項	目	目の細分	備 考
農 地 ・ 農 業 用 施 設		農村整備事業費補助	農村整備事業費補助	広域営農団地農道整備、基幹農道整備及び一般農道整備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第3項、山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第3項及び半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第3項に規定する基幹道路整備事業並びに特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。）
		農村地域防災減災事業費補助	農村地域防災減災事業費補助	ため池、農業用排水施設、農業用道路、区画整理、防災ダム及び湖岸堤防（湖岸堤防にあっては一連の事業費が50,000千円以上のもの）に係る事業及び特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法第3条に規定する事業計画に基づく事業として行われるものに限る。
	農業施設災害関連事業費	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用施設等災害関連事業費補助	農業用排水施設、防災ダム及び湖岸堤防に係る事業費が50,000千円以上のもの（湖岸堤防にあっては、一連の事業費が50,000千円以上のもの）に限る。

(注) 北海道及び奄美群島の区域における事業（通常の負担割合を超える事業を除く。）並びに離島振興事業費、防災・減災大作等強化事業推進費及び東日本大震災関係経費に係る事業については、上表の対応する事業の取扱いに準ずる。